

犯罪被害者支援功績者に対する褒章推薦基準

犯罪被害者支援功績者に対する藍綬褒章の推薦基準は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定するものをいう。）に所属する犯罪被害相談員又は犯罪被害者直接支援員として、おおむね20年以上、おおむね毎月1回以上、通算360回以上にわたり犯罪被害者支援活動を行った者であること。
- 2 犯罪被害者支援功労者として警察庁長官表彰以上の表彰（（公社）全国被害者支援ネットワーク理事長との連名表彰である犯罪被害者支援功労者表彰を含む。）を受けた者であること。

- 上記1中の活動実績については、「犯罪被害者等早期援助団体に所属する犯罪被害相談員又は犯罪被害者直接支援員として」とあるが、被推薦者の所属する団体が犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた日以降の活動実績に限るものではなく、当該団体が犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける以前の活動実績を含めることも可能とする。
- 上記1中の「犯罪被害者支援活動」の具体例は、
 - ・ 相談業務（電話相談、面接相談）
 - ・ 直接的支援業務（病院・警察・裁判所等への付添、裁判の代理傍聴、各種手続きの手伝い、日常生活の支援など）
 - ・ 相談・直接的支援補助業務
 - ・ 広報・啓発活動
 - ・ 犯罪被害相談員等への研修等をいう。